

---

## 令和元年第3回南丹市議会9月定例会会議録（第5日）

令和元年9月19日（木曜日）

---

### 議事日程（第5号）

令和元年9月19日 午前10時開議

- 日程第1 議案第57号及び議案第60号撤回の件について
- 日程第2 議案第54号から議案第56号まで、議案第58号、議案第59号、議案第61号から議案第70号まで、議案第80号（委員長報告～表決）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第57号及び議案第60号撤回の件について（市長提出）
- 日程第2 議案第54号 南丹市名誉市民条例の制定について（市長提出）
- 議案第55号 南丹市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の制定について（市長提出）
- 議案第56号 南丹市市営バス会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定について（市長提出）
- 議案第58号 南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について（市長提出）
- 議案第59号 南丹市印鑑条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第61号 南丹市美山かやぶきの里拠点施設条例等の一部改正について（市長提出）
- 議案第62号 南丹市美山大野ダム公園設置条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第63号 南丹市職員の条件附採用及び臨時的任用に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 議案第64号 南丹市上水道事業給水条例の一部改正について（市長提出）
- 議案第65号 令和元年度南丹市一般会計補正予算（第2号）（市長提出）
- 議案第66号 令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）
- 議案第67号 令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）
- 議案第68号 令和元年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第

- 1号) (市長提出)
- 議案第69号 令和元年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第70号 令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出)
- 議案第80号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について (市長提出)

### 出席議員(20名)

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 而 村 好 高
5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠	7番 木 村 裕
8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄	10番 木 戸 徳 吉
11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子	13番 平 野 清 久
14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀	17番 今 而 不 悖
18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学	20番 山 下 秋 則
21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭	

### 欠席議員(1名)

4番 野 村 健

### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 惠	係 長	井 尻 久 美

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 村 良 平	副 市 長	山 内 守
教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	教 育 次 長	中 川 勇 夫
教 育 参 事	榊 貢	会 計 管 理 者	森 康 高

午前10時00分開議

**○議長（今面 不悖君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開し、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

野村健議員より、欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

また、森上下水道部長より、欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

ここで、西村市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** 議長のお許しを得ましたので、一言発言をさせていただきたいと思っております。

皆様方には、既にご承知のことと存じますが、11月大嘗祭で用いられるお米を収穫する斎田の場所については、5月に「悠紀」と「主基」の地方うち、主基について、京都府が選ばれておりました。

昨日、具体的な斎田の場所が南丹市内の水田と宮内庁より発表がございました。本市にとりまして大変名誉なことであり、ともに喜びたいというふう存じますとともに、良質なお米の産地である南丹市の絶好のPRの機会であり、農家の生産意欲向上や、京都丹波産米や京野菜など、本市の生産する作物などのさらなる生産販売促進につながるものと、その効果も期待するところでございます。

一連の儀式が無事に挙行されることをご祈念申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

#### **日程第1 議案第57号及び議案第60号撤回の件について**

**○議長（今面 不悖君）** 日程第1「議案第57号及び議案第60号撤回の件について」を議題といたします。

市長から、議案第57号及び議案第60号撤回の理由の説明を求めます。

西村市長。

**○市長（西村 良平君）** それでは、ご説明申し上げます。

令和元年8月28日に提出いたしました議案第57号及び議案第60号の撤回請求について、ご説明申し上げます。

議案第57号、南丹市生涯学習施設条例の制定につきましては、根拠法令や利用方法など運用が異なっている社会教育施設4館について、園部公民館の大規模改修及び八木公民館の機能移転にあわせて、4館の管理運営を一本化するため提案をさせていただき

ましたが、今定例会において議会からさまざまなご意見を賜る中で、施設使用料について再考いたしたく、本条例案を撤回請求するものでございます。

また、議案第57号に関連し、施設の名称等を改正しようとする議案第60号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましても、撤回請求するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（今面 不倅君）** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第60号撤回の件については、質疑及び討論を省略いたしたいと思ひますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** 異議なしと認め、さよう決します。

これより、起立により採決をいたしたいと思ひます。

議案第57号及び議案第60号撤回の件について、これを承認することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（今面 不倅君）** 起立多数であります。

よって、議案第57号及び議案第60号撤回の件につきましては、これを承認することに決しました。

-----

**日程第2 議案第54号から議案第56号まで、議案第58号、議案第59号、  
議案第61号から議案第70号まで、議案第80号**

**○議長（今面 不倅君）** 次に、日程第2「議案第54号から議案第56号まで、議案第58号、議案第59号、議案第61号から議案第70号まで、議案第80号」を議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

仲村学総務常任委員長。

**○総務常任委員長（19番 仲村 学君）** 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、令和元年9月定例会で総務常任委員会に付託されました、議案第54号、南丹市名誉市民条例の制定について、議案第55号、南丹市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の制定について、議案第56号、南丹市市営バス会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の制定について、議案第63号、南丹市職員の条件附採用及び臨時的任用に関する条例等の一部改正について、議案第65号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第2号）、議案第68号、令和元年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）、議案第69号、令和元年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の以上、条例の制定3件、条例の一部改正1件、補正予算3件の計7件の審査経過と結果について、議案番号順にご報告を申し上げます。

去る令和元年9月10日火曜日に総務常任委員会を開催し、総務部、市長公室、地域振興部、教育委員会の順にそれぞれ詳細説明を受けた後、審査を行いました。

まず、議案第54号について、主な質疑は、選定基準の明確化やその公開について、選考委員会の設置について等であります。

選定基準についての質疑に対し、対象者については幅広くということで、基準としては内規を定める。選考委員会の設置については、京都府下の市町村を調べたところ、選考委員会が設置されているのが綾部市、京丹後市ということで、他の13市あるが、設置をされていないとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論は反対1件、賛成2件でありました。

反対討論では、内規の案は示されたが、理事者が選考するという考え方と、選考基準の積極的公開がされないのは問題である、との内容でした。

賛成討論の1件目は、いろんな組織の中で受賞された方だとか、活動の中で評価された方を名誉市民として表彰するという考え方は南丹市のブランド力を高める、との内容でした。

もう1件の賛成討論は、南丹市出身のすばらしい活躍をされた方が表彰されることで、子供たちもまちに誇りが持てる、との内容でありました。

表決に移り、表決の結果、議案第54号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、議案第56号、議案第63号の3件は、関連することから一括して議題とし、説明を受けました。

主な質疑は、地方公務員法等の改正による雇用への影響について等であります。

この質疑に対し、現行の嘱託、臨時職員の任用についても年度ごとの任用であり、業務内容に応じて募集している。引き続きについては、本人の意向を今までも年度ごとに確認して、業務の量、その方の勤務状況も勘案して新たに任用の判断をしてきたので、それと同じように取り扱うこととする。今回、制度が変わるということを理由にやめていただかないといけないということは基本的に考えていない、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、議案第55号については、討論はなく、表決の結果、議案第55号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第56号については、賛成討論が1件ありました。

バス運転手の身分については、長い経過もあり、現行制度の中で嘱託ということに整理をしたものの、実質的な給料表をつくって昇給するなど、正規職員に近い運用をしたという経緯もあり、勤務実態もそういうことだと思っている。処遇にマイナスが生じないよう努力をしてほしい、との内容でありました。

表決の結果、議案第56号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第63号については、討論はなく、表決の結果、議案第63号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号について、総務部での主な質疑は、公衆防犯灯設置事業について、

時間外手当について、庁舎等施設整備事業の方向性について、高齢者運転免許証自主返納事業について、訴訟事務費について、寄附金について等であります。

公衆防犯灯設置事業についての質疑に対し、LED化の事業については、5月31日までに申し込みをいただいた区が65区で、全565灯の申し込みがあった。ただし、それを全てつけるということは無理であるので、今回、締め切り後にそういった事案があった区も含めて、3区が新たに申し込みをされて、31灯の申し込みがあった。ただ、言われるように、切れた場合とか故障の場合、急を要する場合があるので、そのようなことも含めて考慮して対応している、との答弁でありました。

庁舎等施設整備事業の方向性についての質疑に対しては、基本的な考え方は、財政負担の面からできるだけ縮小していく、市民の訪れる窓口部門の集約、災害時の防災拠点を確保していくということを基本に、現庁舎も耐震化と改修を行って活用しながら、総事業費をできるだけ抑えたいと考えている。今回の予算については、新庁舎の建設計画をベースにしながら、専門的な見地から複数の検討資料を作成いただき、新庁舎建設等特別委員会にも検討資料を示し、ご意見を伺いながら新たな基本計画を策定していきたい、との答弁でありました。

市長公室、地域振興部での主な質疑は、特定空き家等対策事業について、大学等連携推進事業についてなどであります。

教育委員会での主な質疑は、小学校管理費の木の伐採について、スクールバス運行事業の増額内容について、適応指導教室管理運営事業について等であります。

小学校管理費の木の伐採についての質疑に対し、園部中学校の通学路に漆の木があり、伐採を計画している。伐採後に処分することも必要であり、また、パッカー車の準備をすることも必要である。見積もりによる予算計上をしたところである。通学路から5メートル切り上げをさせてもらうことによって、漆の木から被害が一定防げるのではないかと考えている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第65号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号について、質疑、討論はなく、表決の結果、議案第68号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第69号については、質疑は運用についてありました。

答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第69号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案審査の経過及び結果報告とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 続いて、谷尻昌史産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（8番 谷尻 昌史君）** それでは、令和元年9月定例会において産業建設常任委員会に付託されました、議案第61号、南丹市美山かやぶきの里拠点

施設条例等の一部改正について、議案第62号、南丹市美山大野ダム公園設置条例の一部改正について、議案第64号、南丹市上水道事業給水条例の一部改正について、議案第65号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第2号）、以上4件につきまして、審査の状況と結果について、議案番号順に報告をいたします。

本件につきましては、9月11日に産業建設常任委員会を開催し、上下水道部、農林商工部、土木建築部の順に審査を行いました。

まず、議案第61号、南丹市美山かやぶきの里拠点施設条例等の一部改正についてを議題とし、農林商工部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、訪日外国人などの多様性を踏まえて宿泊料表記のみに変更すると理解をするが、指定管理者からの要望など、今回、条例改正に至った背景は、との質疑に対し、他の指定管理施設条例とも照らし合わせ、さまざまな食事形態に対応するため、指定管理者とも協議をする中で、まずは宿泊料金だけを定めて食事は別として統一させていただきたい、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第61号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、南丹市美山大野ダム公園設置条例の一部改正についてを議題とし、農林商工部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、過去から災害により可動式ボート施設の修繕には多額の費用を要したが、保管しているボートの活用や大野ダム一体の湖面利用計画など今後の考えは、との質疑に対し、ボートについては、再利用や再活用の方法について検討を進めている。湖面利用については、現在、白紙の状態であるが、引き続き検討していく、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第62号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、南丹市上水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、今回改正される給水装置工事業業者指定手数料における更新手数料1件1万円の妥当性は、との質疑に対し、現行の新規登録手数料も1万円であるが、水道法の一部改正による更新手数料についても、日本水道協会の指針で1万円程度が妥当とされている。また、近隣自治体に確認したところ、1万円から1万5,000円を予定されている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第64号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、合併処理浄化槽等設置整備事業について、質疑、答弁の

後、上下水道部の質疑を終結いたしました。

続いて、農林商工部の審査に入り、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業における有害鳥獣捕獲委託料445万6,000円の増額は、これまで1頭当たり2,000円であった委託料を細分化するものであるが、その仕組みや確認方法は、との質疑に対し、当初は2,000円掛ける1,500頭で計画をしていたが、ジビエの利用などを推進するため、ジビエ利用の場合は9,000円、埋設の場合は7,000円、幼獣の場合は1,000円に単価を細分化するもので、1,000頭で計画をし、その差額を今回補正させていただく。確認方法については、ジビエの場合はジビエ利用施設の前で確実に写真を撮っていただく。全国的にさまざまな不正事例があり、厳格化している、との答弁でありました。

また、プレミアム付商品券事業費補助金について、発送などの取り組み状況や申請数は、との質疑に対し、非課税世帯の対象者は5,725件で、7月末に案内を発送し、8月24日時点で703件の申請があった。3歳未満の子育て世代の対象者は636件で、9月末の発送を予定している。また、商品券の販売開始は10月1日の予定で進めている、との答弁でありました。

その他、農業関連施設管理費、観光宣伝事業等の質疑、答弁の後、農林商工部の質疑を終結しました。

続いて、土木建築部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、道路・橋梁維持管理事業、駅関連施設管理運営費等について質疑、答弁の後、土木建築部の質疑を終結いたしました。

討論はなく、採決の結果、議案第65号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、9月定例会において産業建設常任委員会に付託をされた議案の審査状況と結果についての報告といたします。

**○議長（今面 不倬君）** 続いて、前田義明厚生常任委員長の報告を求めます。

**○厚生常任委員長（2番 前田 義明君）** 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年9月定例会で厚生常任委員会に付託されました、議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第59号、南丹市印鑑条例の一部改正について、議案第65号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第2号）、議案第66号、令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第70号、令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第80号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備について、以上、議案7件の審査状況と結果について報告いたします。

本件につきましては、去る9月12日に厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。まず、議案第58号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。



主な質疑は、今回の条例による規制はより厳しいほうがいいと考える。市長の権限をより強めるという意味で許可制を考えるべきではないかと思うが、考えを聞かせていただきたい、との質疑に対して、現時点の判断では、住民が知らないうちに施設が建っていたということ、また、放置されたものが撤収される際に、安全に原状回復されるのか、景観に影響を及ぼすのではないかという不安、不満が地域にある。そういった施設も見受けられるという問題点を重視した。その点において、事業者の現状把握をしなければならない。必要に応じて市が改善を促していく中で、届け出制にしたところである。一方で、クリーンなエネルギーの利活用を推進する上で、太陽光発電施設についても推進している立場をとっている。その点を加味して、現時点では届け出制にとどめたところである。今後、規制すべきエリアが明確に、あるいは抑制すべきなど必要性が生じたとき、より厳しい許可制の手続も検討していかなければならないと考えている、との答弁でありました。

また、工事後の工事完了について、市長が確認するとなっている。事業者が完了検査を受けなければならないという義務規定にすべき、との質疑に対して、条例では届け出の計画どおりに施工がされたかを市の主体性のもとに確認する、との答弁でありました。

また、周辺住民の事前周知の中で市長への報告義務が規定されている、その点で、報告だけにとどまらず、出された意見に対し、事業者がどのような見解を出したのか、やりとりの部分を把握すべきである。内容も報告に盛り込むべきと考える、との質疑に対して、報告する様式の中には、内容も書面で明らかにして報告をするよう規則で定めて対応していく。行政として把握する必要がある、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論に移りました。

討論は3件あり、反対討論では、市長の権限を強化する中身で修正の意見を出した現条例案に対して反対する、との内容でありました。

賛成討論では、一つの規範のもとになるものであると考える。この条例で賛成する、との内容でありました。

表決の結果、議案第58号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、表決の結果、議案第59号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、児童館管理運営費52万2,000円の中身を教えてください、との質疑に対して、木崎町児童老人会館の2階の廊下じゅうたん及び2階に上がる階段部分のじゅうたんについて、消防署の立入調査において、防炎性機能を十分有していない疑いがあるという指導を受け、改善する修繕費用である、との答弁でありました。

また、子ども・子育て支給給付事業の負担金で、京都府自治体情報化推進協議会負担金は当初の予算では計上できなかったのか、との質疑に対して、10月から開始される幼児教育の無償化に向けたシステム改修の負担金である。法改正が5月下旬であり、こ

の時期に補正計上することになった、との答弁でありました。

また、未婚の児童扶養手当受給者臨時特別給付金給付事業で説明を、との質疑に対して、10月に消費税が引き上げられる中で、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額1万7,500円を支給するものである、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第65号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、歳出で還付加算金の10万円だが、対象となる方々の期間、件数を教えていただきたい。また、時効で消滅した部分について問い合わせがあったのかどうか、との質疑に対して、期間については5年になる。対象となったのは112件66人である。還付加算金の総額は30万1,400円、時効消滅に対して問い合わせ等は、市民からの連絡は受けていない、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第66号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第67号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、説明でもあったように、後期高齢者での還付加算金の対象者の件数及び人数は、との質疑に対して、後期高齢者医療においても還付加算金の未払いが判明したところである。5カ年の時効ということで、平成26年度に還付金を支払ったケース以降のもので、対象は件数にして28件、対象者は16人で、総額が15万7,100円、既に支払いの手続で対象者にお知らせをしている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、表決の結果、議案第70号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第80号を議題とし、概要、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第80号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、令和元年9月定例会において厚生常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果についての報告といたします。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不悖君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、配付のとおり、議案第58号に対して、木村裕議員ほか1名から修正案が提出されておりますので、説明を求めます。

7番、木村裕議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 議席番号7番、新風会所属の木村裕でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例に対する修正案につきまして、提案理由説明をさせていただきます。

太陽光発電施設につきましては、今日の時代において社会的役割を果たしているのは周知のとおりでございますが、一定規模以上の太陽光発電施設については、地域の生活環境や自然環境に負荷を与えるものがあり、その場合につきましては、規制を受けるべき対象というふうに考えております。

その中で、条例原案第1条の目的及び第7条の施設基準において、太陽光発電事業と地域との共生を図るとありますが、今回の一定規模の太陽光発電施設と地域、すなわち地域の生活環境並びに自然環境とが共生をする、すなわち、ともに生きるないしはともに生かされるという関係に果たしてあるのかどうかということでございます。

私はむしろ、一定規模以上の太陽光発電施設全てとはいいいませんが、場合によっては、地域の生活環境並びに自然環境の安定や安全が保たれない場合が生じますので、その範囲について規制をし、太陽光発電施設については、やはり地域の生活環境、自然環境を守る範囲の中で供されるべきものだというふうに考えております。この点で、条例原案の立脚点について少し弱点があるのではないかとというふうに指摘をしておきます。

次に、先ほどの立脚点の話にも関連いたしますが、原案では手続としていろいろと定めております。事前協議、周辺住民への事前周知、それから報告または資料の提出要求、立入調査、そして指導、助言、勧告、それから命令、そして公表を定めておりますけれども、あくまでこれは事業の届け出制でありまして、規制としてはやはり市長の権限が強い部分で言いますと、許可に比べれば一步引いている部分がございます。

市長は、一定の規模以上の太陽光発電の中で、地域の生活環境や自然環境に影響を与えるものにつきましては、法律や条例に従って規制を行い、地域の安心・安全を確保しなければならず、今回の条例につきましては、市長の許可制を取り入れるべきだというふうに考えております。

この点で、先ほど厚生常任委員会委員長のご報告があったとおりでございますが、9月12日の厚生常任委員会では、全委員がご発言をされ、極めて慎重審議が行われましたが、この中で議論の論点を本議会の中でももう一度明らかにし、また、そのことを通じて市民の皆さんにもお知りおきいただくために、今回の修正提案を行うものであります。

これにつきましては、市長への問題提起であり、真摯に受けとめていただきたいと思っております。

また、議案を上程する過程において、やはり議会ともっと論戦があってもよかったのではないか、そのように考えているところであります。

以上のことを踏まえ、修正案を提案させていただきます。議員各位の慎重なご判断をお願いしまして、提案理由説明とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（今面 不悖君）** 説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行いたいと思います。

通告に基づき、発言を許します。

まず、3番、面村好高議員の発言を許します。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 議席番号3番、至誠会の面村好高でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定の修正案について、質疑をさせていただきます。

質疑内容は、事前通告しておりますとおり5点になっております。5点について質疑させていただきますので、発議者である木村議員、塩貝議員はご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、冒頭、先ほど提案理由説明がございました。木村議員と塩貝議員におかれましては、この修正案を提起いただいたという中で、るる、いろんな事例を見られて提案されたことに対しては敬意を払いたいなというふうに思います。

しかしながら、この修正案を見させていただきますと、届け出制であればこの内容でもいいのかなどというふうには思うんですが、許可制という大変重い財産権にも影響を及ぼすような許可制をとるに当たっては、余りにもちょっと内容が少なく、文言の誤りもあるという極めてお粗末な議案ではないかなという点で、否定的な意味合いからの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告では1番から5番で通告させていただいておりましたが、少し順番を変えて質問させていただきますので、ご答弁をお願いいたします。3回しか行き来できませんので、1回目、盛りだくさんで質問しますので、お時間かかりますが、おつき合いのほうよろしくよろしくお願いいたします。

1点目は、ちょっと順番を変えまして、まず修正案に対して文言が誤りがあるのではないかということについて伺いいたします。

修正案には第2条の定義が記載されておられません。この定義が記載されていないということは、市長から提案された原案と何ら変更がないので記載をされていないということで理解をいたしております。

そうだとすれば、第7条1項（1）アに、特定事業を実施するために必要な資金及び信用があると認められないものということを書かれているんですが、定義の中に特定事業ということが一切出てきてないんですね。この文言というのは、明らかに亀岡市の条

例の丸写しなんです。亀岡市の条例では、当然、定義の中に、特定事業は500平米以上の太陽光施設を設置する場合の行為として定義がなされております。その部分の確認がない状態で、コピーペーストといたしますか、丸写しでこの第7条を追加されたのではないかなというふうに私は理解をしました。これは、多分、明らかに誤りではないのかなということ、その点についてお伺いいたしたいというふうに思います。

二つ目に、発議者である、特に木村議員、委員会でのこの原案に対するご質問の内容をお伺いいたしますと、明らかに太陽光発電は悪いものだと、悪なものだというような観点からご発言されているように感じました。ただ、南丹市においては、クリーンなエネルギー利活用を推進する上で、太陽光発電施設そのものについても推進する立場をとっております。先ほど申し上げましたとおり、木村議員のご発言では、明らかに太陽光発電施設が悪いもの、悪であるというような意識を私自身は持ってしまいましたので、まず太陽光発電施設に対する認識を発議者にお伺いいたします。

次、3点目でございます。

3点目は、許可制と届け出制の認識をお伺いいたします。

この修正案は原案の届け出という文言を許可に変えただけでありますが、条例の意味合いは大きく変わってまいります。許可制にいたしますと、公共の福祉によりまして財産権が制限されます。自由に自分が思うように土地が使えなくなるという状態でございます。許可というのは、原則として禁止している事項について例外的に解除することを示します。今回、市長が提案されております届け出というのは、法律で当該行為を行うことを禁止されていないものの、放任状態だと適切でない場合に、監督官庁に事前通知をする義務を果たした制度であります。許可は基本的にこの南丹市内全域を太陽光発電施設を建てるのはだめですよ、禁止しますよということに対して許可をするという形になってまいります。届け出の場合は、基本的には市内全域で設置していただいても結構ですよ。ただ、建てるときにはしっかりと市役所と担当部局と調整なり協議を行ってくださいよというスタンスです。明らかに財産権に影響を及ぼす許可制度は、かなり厳しい、きつい制度になりますので、この点について発議者に認識をお伺いいたします。

次、4点目が、今回のこの提案された修正案では、具体的にどのような施設が許可されて、どのような施設が許可されないのか全く不明であります。許可制にするのであれば、届け出制より相当きめ細かな規則や許可基準が必要であります。当然、財産権を侵害しますので、影響を及ぼしますので、きめ細かな基準なり規則をつくっていかないといけないというふうに思っております。

ただ、詳細な許可基準を決めていくには、財産権が制限される以上、災害防止、景観保全、環境保全、まちづくりなど、多様な観点から市民の皆様や関係機関からの聴取が必要であります。そうなりますと、相当な時間がかかってまいります。

亀岡市や京丹波町では、条例であったりガイドラインがつけられている中で、早急な対応が必要であるこの南丹市におきまして、許可制にしてしまうと時間がかかるという

中で、規則や許可基準の考え方を発議者にお伺いいたします。

最後、5点目であります。

許可制は財産権に制限を与えるため、市民の皆様や関係機関への丁寧な意見聴取が必要な観点及び早急に対応する必要があり、時間的拘束の観点から、まずは原案どおり届け出で条例化をいたしまして、今後、市民の皆様から許可制に移行しろというようなご意見があれば、そういうふうな許可制に移行するということが最もベターなやり方であるというふうに思っております。

今回、この原案の審議の中でも、答弁者の担当部局のほうからは、あくまで許可制を全面否定したわけではなくて、今後の経過の中で許可制に移行していけばいいのではないかというようなご発言もされておりますので、その点を考えますと、今のこの市長が提案されている第58号の原案が最も理想的なやり方でないのかなというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

この5点について、ご答弁をお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 5点にわたりましてご質問をいただきました。

まず、1点目、文言の定義について具体的に定義がされていないという点につきましては、残念ながらご指摘のとおりでございます。したがって、瑕疵ある修正案を提案したことになります。提案者としてその不明を恥じるものでありますけれども、ここで特定事業としているところは、原案の第2条第2号の太陽光発電事業を想定しておりました。1番目についてはご指摘のとおりでございます。

それから、2点目の太陽光発電は悪と捉えているのではないかというご指摘でございますけれども、私、提案理由説明の中で冒頭申し上げましたように、太陽光発電につきましては、現在、今日の時代において社会的な役割を果たしているというのは、これは皆さん共通の認識であろうかと思えますし、さらには、再生可能エネルギーという側面も持ち、なおかつ、石油等の化石燃料の代替エネルギーとしての役割を既に果たしてきたところでもございます。これにつきましては、私はみずからも太陽光発電施設を屋根に上げておりますけれども、悪と捉えているわけでは決してございません。あくまでも一定規模以上の太陽光発電施設について、地域の生活環境、自然環境に負荷を課す場合があります。その場合についての論議をさせていただいているところでございます。

3点目の許可制と届け出制につきましては、而村議員の法律的な用語の使い方についてはご指摘のとおりでございます。許可制から届け出制に変えただけではなくて、実はその内容について大変重みがあるというのは、私も同じ考えでございます。これは而村議員ご指摘のとおり、許可制にすることによって財産権を制限する、あるいは私的な経済活動を制限するのは、そのとおりでございます。そこまでの、今回、対象としております一定規模以上の太陽光発電施設で地域に負荷を与えるものにつきましては議論

でありますので、市長として厳しい制限を行われるのはもっともかなというふうに思っております。

それから、どのような施設が対象になるのか、許可制にするときにはよりきめ細やかな対応が必要であるというのもご指摘のとおりでございます。ただ、現時点でのこの条例に許可制を盛り込む中でスタートするといったしまして、条例や規則につきましては、それぞれより具体的な課題が明確になったときに、それを受けとめて深化させるというのは常でございます。私の経験の中でも、京都市役所の中で、京都市の景観条例、今から12年前に厳しいものが導入されましたけれども、これもこの12年間の中で内容がどんどん深化してきております。同じように、この規制の内容について、より具体化していくのは、これは今後の中で捉まえていくべきだというふうに考えております。その点では、届け出制においても同じことが言えます。許可制においても、届け出制においても、スタートでできる限りしっかりしたものをつくるべきというのは当たり前でございますけれども、その時々新たな時代の課題について、あるいは認識について、それを反映させるべく、内容については深化をしていくべきものだというふうに考えております。

今時点で届け出制でいいのではないかということですが、考え方としてはそういうこともあり得ると思っておりますが、私は南丹市のこの地形の問題、山林が非常に多い、それから里山が民家のすぐ近くまで広がっている、そんな状態の中で、お隣の亀岡市が許可制をとられている、それとの整合性やバランスを考えれば、許可制に踏み込むべきだというふうに考えております。

厚生常任委員会の中でも、担当部局のご答弁は、許可制については、私の記憶では、許可制も検討の課題だというような言い方だったと思っておりますけれども、そのように受けとめておられるのであれば、最初から許可制を導入して対応すべきだというふうに考えております。

以上、質問に対しての考え方とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** ご答弁ありがとうございました。

まず、1点目の文言は誤りであるというご答弁がありました。文言が誤りがある中で、採決してもいいものなんでしょうか。修正案に対する修正案なりを提案しなければ、明らかに誤りのあるものをこの議場で採決するという行為自身が意味のない、私たちがこれで採決して可決されますと、誤りのあるものを可決したことになりますよね。明らかに、これ、修正案に対する修正なり、この修正案の撤回をするなりする必要があると思うんですが、それについて発議者のご答弁と、これはどのように対応するのかについては、議長にもお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、一定規模以上の制限を設けるべきだというふうなご答弁がありましたが、

その内容については、この修正案にはどこにも書いておりません。南丹市の原案は10キロワット以上について全て届け出をしてくださいという形であります。一定規模を制限すべきというものであれば、一定規模に対する定義、特定事業という形になるのかわからないですけども、それを当然含まなければ、今、ご答弁された内容についてのこの修正案の意味がないと、理解ができないというふうに思いますので、その点についてもお伺いいたします。

あともう一点が、亀岡市は許可制をとっているというところがございます。京丹波町は条例ではなくてガイドラインという形をとられております。委員会のお話の中でも、亀岡が厳しいんで、南丹市のほうに来るんじゃないかというようなご答弁をされておりましたが、亀岡市は許可制の重みを当然理解されているというふうに思いますし、当然、時間をかけて、市民の皆様、そして関係機関の皆様との整合性なり意見交換をやった上で、あのような許可制という条例を制定されたのであるというふうに私は推測をさせていただいております。

今回は、南丹市の場合は、届け出ですので、景観審議会には諮られたというふうには聞いておりますが、ほかの例えば都市計画審議会、まちづくりにも関することになってきますし、当然、地元の方々、地縁団体の方々なりのご意見も拾っていくという中で規制をする、許可をするということであるならば理解ができるんですが、今のこの南丹市、届け出を前提にやってきた中で、市民の皆様に発信してきた中では、余りにもこれを強引に許可制にするというのは、それは市民の皆様が一番納得されないというふうに思うんですね。その点について、再度、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

もう一点が、まずはスタートすればいいというご答弁でございました。今回の届け出を許可制にして、許可制という文言を変えるだけで、とりあえずスタートすればいいというふうにおっしゃっておられましたが、先ほど何度も私が申し上げているとおり、許可制というのはすごい行政的な権限、影響力が発揮される制度でありますので、やはりもっと丁寧に、そんな簡単にとりあえずスタートすればいいというようなことではないんです。やはりそれは財産権に対して規制なり制限があるというところの意識はかなり相当持つておかないと、届け出から許可制にすればいいと、そんな単純なことではないと思うんです。とりあえずスタートするという点について、その点について、もう一度、ご答弁を求めたいというふうに思います。私はもっと市民の皆様に説明責任を果たして、皆様の理解を得られた上で許可制にするのであればいいんですけども、とりあえずスタートすればいいというような、こんな安易なやり方というのは全く理解できません。

以上、4点につきまして、ご答弁を求めたいというふうに思います。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁を求めます。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** ありがとうございます。4点についてご質問をいたしま



した。

まず、取り扱いにつきましては、修正案の提案のまま採決をいただきたいというふうに考えております。

それから、一定規模につきましては、これは条例原案、それから修正案の中でも特段その文言について定義をされているところはございませんが、ここでご指摘のあった特定事業についての用語の部分について、考え方は、太陽光発電事業と述べましたので、条例原案第2条第2号で規定されているものが、一定規模の太陽光発電施設というふうに当然考えられます。

それから、3点目に許可制をとるときに時間をかけて内容を論議し、市民の皆様のお声を聞くというのも、それは当たり前のことでございまして、4点目にご指摘された、とりあえずスタートすればよいというご指摘とも関連しますけれども、これは今回の届け出制においても、本当に市民の皆様具体的に提起し、それについて内容を審査すべきであったというふうに考えております。その点では、条例の原案においても、当然これはしっかりと論議が尽くされるべき内容であったということは指摘をしておきたいと思えますし、同時に、私は許可制を導入しておいて、それから具体的なより明確な課題について、それを規制の対象とするときには、一つ一つについて論議を尽くし、市民の皆様説明をし、ご意見をいただくという過程を踏むのは当然でございまして、これは条例として深化をする中身として考えるべきだというふうに、最初の質問でお答えしましたとおり、そのように考えております。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 面村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** これは3回目になりますので、これが最後になります。

ちょっと理解できないのが、誤った状態で採決してくれというご発言がございました。明らかに誤りがあるのに、採決をしてくれということは、私としては、当然、ここまで努力されて上げられた許可制の条例修正案であるんですから、やはりもっと絶対これを可決するんやという強い思いでやっていただくという意味合いでは、修正案の修正をしていただくか、撤回いただいて、次回以降の議会に提案いただくというようなことが筋なのかなというふうに思うんですが、発議者のほうからこの誤った条例の状況で採決をしてくれというご答弁でしたので、それはそのとおりにやっていくということになるのかなというふうに思います。

もう一つは、今回のこの届け出制の条例について、もっと精査、審議すべきではなかったかというご発言でございました。何回も、私、申し上げておりますとおり、やはり許可制と届け出制というには大きな違いがあるんです。財産権の制限を与える許可制と、今回の届け出制というは明らかに違いますので、当然、同じぐらいのレベルであるのがベストなんですけども、亀岡市と京丹波町がそれぞれ条例なりガイドラインをしているという中では、時間的な拘束もあるという状況の中では、やはりまずは届け出制という

ことについて、これを可決決定しまして、条例を制定していくということが一番いいやり方ではないのかなというふうに思います。

3回目ですので、答弁は結構ですんで、とりあえずこの誤った修正を採決してくれというふうにおっしゃられましたんで、そのとおり粛々とやっていただけなのかなというふうに思います。この後でまた討論させていただく予定にしておりますので、議員の皆様のご判断を仰ぎたいなというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（今面 不倅君）** 私から一言申しておきたいというふうに思います。

先ほど質問にもありましたけども、議運等の手続がとれておりますので、撤回ということには現時点ではならないということだけご承知おきいただきたいというふうに私として思っておりますし、皆さんにも、これは議会運営委員会の中で諮ってきたという経緯がありますんで、ご理解のほうをよろしく願いしておきたいと思っております。

ただいまをもちまして、西村好高議員からの質問は、3回目ということで終わりました。

次に、5番、麻田育良議員の発言を許します。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** ただいま議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。議席番号5番、共産党の麻田育良です。

ただいま西村議員のほうから詳しい質問がされましたので、ダブるところもあると思うんですけども、整理の意味でまたお願いできたらと思っております。

規制をかけていくということについては、お互いに共通の立場だと思っておりますけれども、許可制にするほうがいいのか、届け出制にするのほうがいいのか、その辺についての見解が違っていると思うんですけども、特に、今回、許可制のほうにすべきだという案ですけども、この許可制の、先ほども多少述べられてはいるんですけども、したほうがいいのか、それから制限が厳しくなることについてのデメリットと申しますか、そういう点についてはどのように考えておられるかということ。

それから、現状の中でやっぱり許可制のほうが必要だという認識だと思うんですけども、その必要性、私は届け出制でいいと思うんですけども、その点についてお考えを聞きたいと思っております。

**○議長（今面 不倅君）** 答弁を求めます。

木村議員。

**○議員（7番 木村 裕君）** 今、麻田議員から質問をいただきました。

許可制と届け出制についての比較は、西村議員の質問の中でもご答弁したところでございますけれども、言い方として、いい点、よくない点という緩慢な言い方はなかなかできないものでございますけれども、許可制はやはり厳しい規制であるのはそのとおりでございます。突っ込んで言えば、これは西村議員の質問の中にもありましたように、

財産権ないしは私的経済活動の制限にまで至るものでございますので、その点では大変厳しい部分がある。その厳しさを、今回、求めたものでございますが、一方、市民生活にこれは影響を及ぼす、そのような厳しい規制をすること自身が影響を及ぼすことがありますので、それが許容されるのかどうかについては、市民の皆様のご意見をしっかりと聞く必要があるのは、そのとおりだというふうに考えております。

ただ、この許可制の導入に必要性については、先ほどの面村議員の質問の中でも答えましたけれども、南丹市の自然環境、生活環境の問題を考慮すること、それから近隣の亀岡市との制度のバランスの問題から、許可制を導入すべきだというふうに考えております。

それから、ご質問にはない部分ですけれども、私、修正案の中で文言の使用について、これは瑕疵があるというふうに考えております。その点、改めて私の受けとめをお伝えしておきます。

以上でございます。

**○議長（今面 不悖君）** 答弁が終わりました。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 先ほどの答弁でも述べられておりますので、現状の中での厳しい制限が、太陽光の普及と、そのバランスですけれども、どちらが適切かという判断になると思います。これについては、後の議論でまたしていきたいと思います。

質問については、以上で終わります。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、麻田育良議員の質疑が終わりました。

質疑の通告は以上であります。

特に他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不悖君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、修正案に対する討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、3番、面村好高議員の発言を許します。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 議席番号3番、至誠会の面村好高でございます。議長の許可をいただきましたので、議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定の修正案について、反対の立場から討論を行います。

この修正案は、原案が届け出制であるのに対して、許可制に修正することを目的としております。しかしながら、修正案の中身は単純に届け出の文言を許可に変えただけの全く内容がない、しかも明らかに瑕疵があるお粗末な修正案であると言わざるを得ません。

財産権に制限を与える許可制については、もっと権利意識を持った中で慎重に対応す

べき内容であります。許可は法令で一般的に禁止されている行為について、特定の場合に限りその禁止を解除する行政行為であり、市域全体での禁止が基本的な立場となります。

許可制度は、今回提案されている届け出制の第58号の原案の文言を、届け出から許可に変えるだけで簡単に導入できる制度ではありません。許可制にするのであれば、条例だけでなく、規則や許可基準の議論を重ねなければならないし、行政や議会のみで一方的に決定するものでもありません。許可基準の詳細な内容については、災害防止、景観保全、環境保全、市民生活への影響防止、まちづくりなど、多様で多角的な視点から市民の皆様や関係機関などの意見を聞いて調整されなければなりません。それだけ重い行政行為であります。

亀岡市では既に太陽光施設に関する条例が制定されており、京丹波町でもガイドラインがつくられている中で、本市のみが条例等の制定がされていない状況は早急に改善しなければなりません。そのような時間的拘束がある中では、先んじて届け出制での条例制定は賢明な判断であり、妥当であります。

また、届け出制であっても、条例を制定することにより、現時点で太陽光発電施設に関して地域の中で生じている問題について解決されていくことは明確であります。

財産権を制限し、相当な時間を要することが明らかな許可制を目的とするこの修正案は、許可制を余りにも安易に考えており、準備不足が明白であり、市民の皆様や関係機関の意見を無視する修正議案であり、到底受け入れられるものではなく、当然反対すべきものであります。

議員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。

**○議長（今面 不惇君）** 而村好高議員の討論が終わりました。

次に、5番麻田育良議員の発言を許します。

麻田議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 皆さん、おはようございます。議席番号5番、日本共産党の麻田育良です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い発言をします。

議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する修正動議に反対の立場で討論に参加します。

本修正案は原案の届け出制を許可制にし、規制を強めようとしたものです。ここ数年、大規模な太陽光発電施設が各地でつくられ、自然環境、防災、景観面でさまざまな問題が出ており、規制するために条例をつくる動きが出ております。

一方、地球温暖化や原発事故を受け、再生エネルギーへの転換も進んできております。南丹市もCO<sub>2</sub>の削減や再生エネルギーの普及に取り組んでおり、大規模な太陽光発電施設の建設もされる中で、一定の規制が必要になってきました。太陽光発電の普及と規制のバランスを実態に即して取り組む必要があります。許可制のほうが厳しい内容ではありますが、届け出制で計画、着工、完成、撤去まで市がかかわり、指導、助言をでき、

ひどい場合は名前を公表できます。大規模開発では、事業者と地権者、地域住民は協定を結んで、それを守ることが必要です。守らない場合、進めることはできません。最初から厳しい基準を設定するより、状況を見て修正していくほうが現実的だと考えます。

議員の皆さんの賢明なご判断をお願いします。

**○議長（今面 不倅君）** 麻田育良議員の討論が終わりました。

討論の通告は以上であります。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** ないようでございますので、修正案に対する討論を終結いたします。

次に、議案第54号から議案第56まで、議案第58号、議案第59号、議案第61号から議案第70号まで、議案第80号に対する討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、6番、鞆岡誠議員の発言を許します。

鞆岡誠議員。

**○議員（6番 鞆岡 誠君）** 皆さん、改めましておはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、たくさん通告をさせていただきましたが、議案番号順に、順次、討論を行います。

まず、議案第54号、南丹市名誉市民条例の制定についてに対する反対討論を行います。

本議案は、南丹市民や南丹市にゆかりの深い方の中から名誉市民を選定する手続、そしてその方に対する処遇について条例を定めようとするものであります。

今回は反対討論を行いますが、私は名誉市民を選定する制度自体に反対をするものではありません。今回、付託を受けた総務常任委員会の審査の中で、主な論点になりましたのは、二つの事柄でございました。一つは、名誉市民の候補者の選定手続を誰が行うのかという問題、もう一つは、その選定基準はいかなるものかという点でありました。

1点目の候補者の絞り込みについての答弁は、絞り込みは理事者が行う。広く意見を聞くと、あの人もこの人もということになってしまうというもので、時の理事者によって恣意的な人選になる危険があるのではないかという指摘に対しても、最後までこの答弁は修正あるいは撤回はされませんでした。

2点目の選考基準については、内規で定めることを検討している旨の答弁があり、当初、その内規の内容は示されませんでした。各委員の再三の要求によって、内規の原案が示されるという審査の経過をたどりました。また、この内規は積極的に市民に公開することはしないとの考えも答弁の中で示されたものであります。

内規の案を拝見いたしますと、ノーベル賞あるいは叙勲を受けられた方など、一定の基準も書かれていますけれども、市長が認めた者という記述もあるわけでございます。

候補者は理事者が選定し、その基準も積極公開をしないということになれば、恣意的な運用の危険が残ると考えざるを得ません。

私は、名誉市民として顕彰されるべき方は、広く市民的な合意によって選定されるべきだと考えています。行政、権力を持ったものが、上からこの人を名誉市民にといったようなことには賛成できません。

なお、条例案には議会の同意要件が規定されているから、恣意的な運用がなされる心配はない。不適切な候補者であれば、議会が否決をすればいいだけのことだと、こういう意見も出されまして、それができないのであれば、議員の資格はない、やめればよいと、こういう身に余るご意見も頂戴したわけでございます。

しかしながら、私自身は名誉市民として候補までに選定された方を不適切とするような権限を行使するような資質は持ち合わせておりませんし、もとより、名誉市民という以上は、全会一致で同意されることが妥当であると考えております。議会をこの名誉市民という制度で規制機関とするようなことを前提としたご意見にはくみができないということを申し添えておきたいと思えます。

幅広い意見を聞いて、民主的な手続で名誉市民が選ばれることを願い、反対討論いたします。

次に、議案第55号、南丹市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の制定について並びに議案第56号、南丹市市営バス会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例の制定についてに対する賛成討論を行います。

これらの2議案は、いずれも地方公務員法と地方自治法の改正を受けて、来年度から全国の自治体で会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本市においても、市営バス職員を含む当該職員の勤務条件等について条例を整備しようとするものであります。

討論の主題に入る前に、会計年度任用職員制度が導入されることになった背景について論じておかなければなりません。自治体の職場においては、年々増加する行政需要や業務の高度化によって業務量が大幅に増加する一方で、厳しい財政状況から、正規職員の削減と、職種は問わず非正規職員への置きかえが全国的に進められてきました。

少し脱線しますがけれども、私も自治体職員の経験がございしますが、ある職場では、新入職員、あるいは新規に異動してきた職員に対して、アルバイトのほうがベテランだということで、アルバイトが正規職員に仕事を教えると、こういう笑えない実態も現実にあるわけでありまして。

しかし、こうした実態に現行の公務員制度が追いつかず、現行の地方公務員法3条に規定されている特別職の非常勤嘱託職員、同17条に規定される一般職の非常勤職員、同22条に規定される臨時的任用職員が、立法趣旨とは異なる形で根拠法とされてきたと、こういう現実があります。

特に17条職員については、本市を含む多くの自治体で、本来の身分が任期の定めのない職員を想定した規定であるにもかかわらず、ある判例の一部をいわば借用する形で、

雇用する側にとって都合のよい解釈が行われてきたという経過があります。

現場では臨時、嘱託の名称を問わず、非正規職員の方々の力をかりなければ行政が回らない、こういう実態があるにもかかわらず、その勤務条件は劣悪で、身分保障もなく、公務職場における格差と貧困の一因にもなっていました。同じ仕事をしているのに処遇が異なることは、不平不満から職場の団結を阻害し、資格職であるにもかかわらず、繰り返しの離職や職員間の一致協力による良質で円滑な業務運営の支障となってきた事例もございます。一言で言えば、同一労働同一賃金の原則を大きく逸脱する実態があると思います。

今回の制度改正により、これまでの臨時、嘱託の方々の身分は基本的に一元化されて会計年度任用職員に移行することになります。そして、制度としては残る現行法の規定に係る特別職の非常勤職員は、学校医など専門的知識を持つ職に、また、臨時的任用職員は、正規職員に欠員を生じた場合のフルタイムの任用にそれぞれ厳格化されることになります。したがって、本市においても、実態として行政を支える非正規雇用職員のほぼ全員の身分が、新制度である会計年度任用職員に移行することになると思います。

新制度には、いわゆるボーナスを含む各種手当の支給が可能になるなど、改善点もありますが、一会計年度、すなわち365日を上限として任期を明示する制度になっていることから、実質的に首切りを合法化するものという指摘もあります。本来は必要な人員を正規職員で配置をすべきことから、公務で働く非正規労働者の処遇を改善し、かつ、身分を安定させていくことに主眼を置いて新制度が運用されるべきであります。また、そういう努力を行ってこそ、職員のモチベーションにも好影響を与え、よい仕事につながることは間違いがありません。

こうしたことから、3点、要望しておきたいと思います。

1点目は、会計年度任用職員制度の導入や任期の明示義務を理由として、現在の非正規職員の雇いどめは絶対に行わないよう強く求めたいと思います。

新制度では、採用に当たって試験または選考を行う、こういうふうになっています。これまで現場で働いてこられた方々については、本人さんが離職を希望する場合を除いて、適切な選考を実施していただくようお願いしておきたいと思います。

2点目に、正当な期末手当を初め、正規職員に準じた処遇改善の努力を求めます。特に、いわゆるボーナスについては、期末手当は支給しても勤勉手当は支給しない規定になっていることは問題であります。算定基礎になる月収については、週当たりのその方の勤務時間の差異を反映して決定されるべきものでありますから、支給月数に差をつける合理的根拠はありません。正規職員と同等の月収を支給すべきであります。

三つ目に、市営バス職員の処遇が実質的に改悪されないよう検討、研究と運用を求めておきたいと思います。本市においては、市営バス職員の身分について、一定の経過と、これを反映した現行制度が存在いたします。ところが、新制度においては、総務省が2次にわたるマニュアルをつくって、職能に係る手当以外は支給しないよう不当な指導を

行っています。このことから、扶養手当と住居手当は経過措置を設けて廃止すると説明をされています。扶養手当や住居手当は民間においても社会的に広く認知されている制度であり、制度変更による廃止には理由がありません。総務省の対応も、法的に言えば技術的助言の範囲であり、法律がこれらの手当の支給を禁じているわけでもありません。よく研究していただいて、処遇の改悪につながらないように対応を求めておきたいと思えます。

次に、議案第65号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第2号）に対する賛成討論を行います。

今回の補正予算は、消費増税対策のプレミアム商品券といった極めて事業効果の疑わしいものも一部含まれておりますけれども、全体としては国や府からの交付金や補助金の確定に伴うものが大部分であることから、賛成いたします。

賛成をするに当たり、2点お願いしておきたいことを述べます。

1点目は、普通交付税等の確定により、やや財政状況が持ち直したものの、これに安堵することなく、引き続き、健全な財政運営が必要であるという点であります。普通交付税が約7億3,500万円、率にして1.4%増となり、これに伴って臨時財政対策債は2億2,420万円の減になりました。

また、当初、少し厳し目に見積もっておりました財政調整基金からの繰入金、いわゆる貯金の取り崩しは約2億2,470万円の減、逆に積立金は2億9,230万円の増となりました。減債基金についても繰入金を4億円減らすことができました。財政調整基金の今年度（令和元年度）末の残高の見込みは27億9,500万円にまで回復いたしましたところであります。しかしながら、30年度末の残高が33億3,600万円であったことからすれば、決して安心ができるレベルではありません。これから台風シーズンを迎えます。被害がないことを願うばかりですけれども、千葉県状況を見ると油断はできません。仮に被害が生じれば、去年の経験から、10億円単位の単費も必要になることも想定されます。

また、義務的経費の高どまりも続いています。支出が義務づけられる経費だけで9億5,000万円、全体の構成比にして40.3%であります。財政の硬直化が進行していると見るべきでありますけれども、私は10月に予定されている消費増税の結果、さらに扶助費の支出がふえてくる、ボディーブローのように義務的経費の影響がふえるのではないかとこのように危惧をしております。

市長や教育長、財政担当者の職員の方には、釈迦に説法のような指摘で申しわけございませんけれども、引き続き、健全な財政運営にご尽力いただきますように切にお願いいたしておきたいと思えます。

2点目に着目いたしましたのは、人件費のうち超過勤務手当に係る補正額が非常に大きくなっていることでもあります。あえて金額は申し上げませんが、市長、教育長にとっても、この点は想定外のことではなかったかと推察をしております。もちろん時



間外に勤務をしていただいた職員の方には、きちんと時間外手当を支給することは当然であります。しかし、今回、時間外手当の増額が必要になったのは、災害関連業務など突発的な事由によるものではございません。総務委員会で状況を伺いましたところ、厳しい財政状況の中、当初予算額を絞ったところもあったけれども、狙ったところまで減らせなかった。人事異動後も恒常的に時間外業務が多いところもあり、上半期の実績から不足が見込まれることとなった、こういう説明をいただきました。このことは、職場の状況がもはや限界に来ていることを示しているのではないかと思います。

この春、大規模な組織改正を行われました。最小の人員で最大の効果をとということが目的であったと理解していますけれども、最小の人員、この部分が限界ではないかということでもあります。市長もこの場でたびたびこれ以上の人員削減は難しいんだということに言及されています。先ほど討論いたしました会計年度任用職員の問題とも関連いたしますけれども、今回の超過勤務に係る補正増の額をしっかりと組織改正や人員配置が正しかったかどうかの検証に生かしていただきまして、市民にとって必要な人員配置をしていただくことをお願いして、賛成討論といたします。

議員各位の賢明なるご判断をお願い申し上げます。

**○議長（今面 不倅君）** 鞆岡誠議員の討論が終わりました。

次に、3番、面村好高議員の発言を許します。

面村議員。

**○議員（3番 面村 好高君）** 議席番号3番、至誠会の面村好高でございます。議長の許可をいただきましたので、議案第54号、南丹市名誉市民条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、南丹市民または本市に縁故の深い者で、市政の発展、公共の福祉の増進、文化の推進に寄与し、広く社会に貢献して市民の尊敬の的と憧れる者に対し、南丹市名誉市民の称号を送り、その栄誉を顕彰することを趣旨とする条例であります。

この称号を贈ることにより、受賞された方は、再度、南丹市に対する意識が高まるとともに、本市の宣伝、広報に大きく寄与していただける可能性もあります。

そして、何より、今現在、南丹市に住む未来を支える子供たちが、私たちの住む南丹市にはこんなすばらしい方がいらっしゃると感じ、南丹市民であることに誇りを持ち、まさに郷土愛精神を育む自己啓発教育にもつながると期待できます。

ぜひ、受賞された方には、市内の小学校や中学校で児童生徒に対してご講演をいただくように希望しておきます。

また、この議案は昨年12月議会での同僚議員の一般質問で政策提案として議論された内容であります。議会での一般質問の内容を、今回、このように条例提案されたことは、市長が二元代表制の一翼を担う議会を重視する姿勢が明確にあらわれた議案であります。市長は与党や野党などという小さなことを気にするのではなく、大局的に市民の皆様にとって何が重要か、何が役に立つのかという政治姿勢については、大いに評価す

るところであります。

なお、この議案は総務常任委員会で時間をかけ審議されました。委員からは、市長の逸脱した権限により、受賞者選定において恣意的な利用が懸念されるのではないかとというご意見がありました。しかしながら、第2条に、名誉市民は市長が市議会の同意を得て選定すると明記されており、議会が権能を発揮することで、市長の暴走による受賞者選定の恣意的利用は明らかに払拭される点においても評価できる条例であります。

この総務常任委員会では、逆にふだん反対ばかりされる委員からは、このような受賞者選定は全会一致であることが望ましいなどという議会の権能を放棄するかのような発言があったことは残念でなりません。

いずれにしても、この条例は子供たちに夢と希望を与える非常にすばらしい条例であり、賛成するものであります。

議員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。

**○議長（今面 不倅君）** 而村好高議員の討論が終わりました。

次に、20番、山下秋則議員の発言を許します。

山下議員。

**○議員（20番 山下 秋則君）** 議席番号20番、会派みらいねっと南丹の山下秋則です。議長の許可をいただきましたので、議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより賛成の立場で討論を行います。

本議案は、太陽光発電施設が住民に説明もなく設置され、周辺住民とトラブルになったり、空き地や里山付近に設置されることで景観を損ねたり、管理不十分で放置されたり、山裾の傾斜地に設置され、安全面で不安視されたりなどの現状や、今後の状況を憂慮し、市民の生活環境や景観、その他の自然景観を守るために、太陽光発電の施設設置及び管理について、市が一定関与できるようにするために条例を設けるものです。

太陽光発電施設の設置についての一定の規制等は、私を含む複数の議員が前市長時代から繰り返し求めてきたところであり、ようやくこのたび条例が提案されたことは、一歩前進であり、歓迎するものであります。

また、本条例案では、事業廃止時における太陽光発電施設の処分についても、設置時に届け出を義務づけるなど、将来、放置されるのを未然に防ごうとするもので、この点においても一定評価するものであります。

しかし、次の点について指摘したいと思います。

本条例案は、住民が知らないうちに施設が設置されていたり、最後にしっかりと廃棄されるのかなどの住民の不安を取り除くことを主眼とすべく届け出条例としたとの市長及び所管課の答弁であります。そのため、条例案では、事業者による周辺住民への説明、意見聴取、協議などを義務づけており、これらの措置は当然必要なことと考えます。

しかしながら、土砂災害特別警戒区域や警戒区域、それらの周辺にも太陽光発電施設が設置されている現状や、国定公園に指定されていること、景観条例を制定して良好な

景観の保全、形成を目指していることなど、良好な農山村の景観を観光や地域振興の資源としている南丹市のまちづくりの現状や方向性、あるいは災害が多発する現状を考えたとき、防災や景観、環境を守ることを最優先に考えて、届け出制以上に強い対応、規制が必要と考えます。

近隣市町では既に規制等の措置がある中で、早急に対策を講じる必要があること、また、設置される周辺住民とのトラブルを防止するとのことで届け出制にしたこと、及び、今後の状況を見て規制強化も検討したいとする市長及び所管課の答弁もあることから、今回については一定理解をするものの、今後の規制強化を望む所管委員会での複数議員の意見を踏まえ、本条例のしっかりした運用と今後の実情の把握、判例や法令等の十分な検討を重ねた上での、禁止区域や許可制の導入も視野に規制の強化を求めるものです。

以上、討論といたします。

**○議長（今面 不悖君）** 山下秋則議員の討論が終わりました。

次に、5番、麻田育良議員の発言を許します。

麻田育良議員。

**○議員（5番 麻田 育良君）** 議席番号5番、日本共産党の麻田育良です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い発言をいたします。

議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論に参加をします。

今回の条例制定は、各地で大規模な太陽光発電施設がつくられ、自然環境や防災、景観面でさまざまな問題が出ており、一定の規制する必要性が出てきた中で作成されたものです。

今まで事業主と地権者、地域住民の間で解決しなければならなかった中で、いろんな不安や心配の声が出されてきました。それを言う窓口がなかったわけです。

今回、10キロワット以上の発電施設で屋根に設置の場合を除いたものが対象ですが、市に計画段階、着工、完成、撤去などの時点で届けが必要で、市はそれに指導、助言をすることができます。市が一定の規制の役割を持って対処できるわけです。届いたら終わりではありません。ひどい場合は勧告し、名前を公表します。社会的な制裁を科すこととなります。この規制で一定の効果を果たすことができると思います。それでもできない場合は、許可制などの修正も考えなければなりません。

厚生常任委員会の中でもそういう議論が出て、市の当局の方も、そういうことも視野に置いて検討はしていきたいという答弁がありました。また、禁止区域の検討も必要だと思います。現時点ではこのレベルでスタートしていくことに賛成です。

今後も再生エネルギーの普及を進めながら、自然環境や防災、景観面で調和できるように活用していく必要があると申し上げ、発言を終わります。

議員の皆さんの賢明なるご判断をお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 麻田育良議員の討論が終わりました。

他に討論の通告はありません。

特に討論ございませんか。

1 番、塩貝議員。

**○議員（1 番 塩貝 孝之君）** 皆さん、こんにちは。議席番号 1 番、新風会の塩貝孝之でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、討論をさせていただきます。

議案第 58 号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この 58 号については、私ども会派のほうからも修正案を出させていただいたんですけども、まず、先ほど山下議員からおっしゃっていたとおり、過去において、前市長時代から大きな問題の一つであって、私も他の地域の人から、太陽光発電について条例をつくるべきではないか、規制を設けるべきではないかというような声は多々聞いておりました。

しかし、ここで私どもは許可制をとるべきだという主張をしたんですけども、ただ、届け出制にしたときに、いかなる実効力があるかというのがやっぱり疑問の一つでありました。これに対しての反対なんですけども、やっぱり許可という重たい手法を用いるべきではないかというのが私どもの意見です。而村議員よりも、許可制をとるに当たっては、それなりの手続や準備が必要であるというような意見もありましたけど、この届け出においても、やっぱり関係事業者であったりとか、住民の声も十分聞く必要があるかと私は思います。それも含めた中で、届け出がいいのか、許可制がいいのか、また、罰則を設ける等、そのような検討も必要ではないかと思えます。ただ条例をつくるということではなくて、実効力を持った条例をしっかりと制定するべきであろうかと思えます。

西村市長就任以降、いろいろなところで新たなことを取り入れていただいて、大変すばらしいかと思うんですけども、ただ、みんなで議論を進めながら、いいことはいいとして、よりよくなるような条例を制定したいというような思いを持って、この条例に対しては反対をいたします。

太陽光発電自体に規制を設けるということ自体には反対ではございませんし、また、太陽光自体の事業を否定するものでもありません。このまちに暮らす人々が安心して安全に暮らせるために、よりよい条例の制定を目指すために、この 58 号については反対をいたします。

議員各位の賢明なるご判断をよろしくお願いいたします。

**○議長（今面 不悖君）** 討論を終わりました。

他に討論の通告はありませんが、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不悖君）** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

まず、議案第54号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(今面 不悖君)** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、議案第56号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(今面 不悖君)** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について、木村裕議員ほか1名から提出の修正案を起立により採決いたします。

修正案に賛成者の起立を求めます。

(起立少数)

**○議長(今面 不悖君)** 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、議案第58号原案について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(今面 不悖君)** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、議案第61号から議案第70号まで、議案第80号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(今面 不悖君)** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、10月9日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

この後、午後1時30分より決算特別委員会がこの場所において開催されますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

大変ご苦労さんでございました。

**午後 0時00分散会**

---